

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年3月16日（平成29年（行情）諮問第95号）

答申日：平成29年5月24日（平成29年度（行情）答申第65号）

事件名：日米防衛協力のための指針の「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」に関して行政文書ファイルにつづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』（『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）『D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援』）にかかる政府の取組に関し、その担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。 \* 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月1日付け情報公開第01683号により外務大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

事の重要性を鑑みると本件対象文書が全く存在しないという主張はにわかには首肯しがたいので、改めて関連部局を探索の上発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、異議申立人が平成27年9月1日付けで行った開示請求「『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』（『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）『D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援』）にかかる政府の取組に関し、その担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。 \* 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（平成27年10月1日付け情報公

開第01683号)。

## 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「事の重要性を鑑みると本件対象文書が全く存在しないという主張はにわかに首肯しがたいので、改めて関連部局を探索の上発見に努めるべきである。」と主張し、原処分を取消しを求めているが、平成27年4月に公表された「日米防衛協力のための指針」には、日米両国が日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動における後方支援に際し、「日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が保有する能力を適切に活用」する旨記載されているが、本件記述に係る取組は、同年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全に資するための自衛隊等の一部を改正する法律（以下「平和安全法制整備法」という。）が施行され、同法によって改正された「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。）の存立危機事態及び同事態での対処に係る規定の効力が発生して初めて実施可能になるものであり、開示請求時点（同月1日）において平和安全法制整備法は施行されていないことから、当該事態に関する具体的な取組は行われておらず、本件対象文書は作成も取得もしていないことから原処分を行ったものである。よって、異議申立人の主張には理由がない。

## 3 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日米防衛協力のための指針」に記載された、日米両国が日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動における後方支援に際し、「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」との記述（以下「本件記述」という。）に係る政府の取組に関して行政文書ファイルにつづられた文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、平成27年4月に公表された「日米防衛協力のための指針」には、日米両国が日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動における後方支援に際し、「日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」旨記載されているが、本件記述に係る取組は、同年9月19日に成立した平和安全法制整備法が施行され、同法によって改正された事態対処法の存立危機事態及び同事態での対処に係る規定の効力が発生して初めて実施可能になるものであり、開示請求時点（同月1日）において平和安全法制整備法は施行されていないことから、当該事態に関する具体的な取組は行われておらず、本件対象文書は作成も取得もしていないとのことであった。

当審査会事務局職員をして参議院ホームページ及び平成28年3月25日付け官報（号外第67号）を確認させたところ、諮問庁の上記説明のとおり、平和安全法制整備法は、本件開示請求後の平成27年9月19日に成立し、平成28年3月29日に施行されていることを踏まえると、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約1年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久